

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 決定を行う理由	(く) 不服申立て年月日
1	平成25年度 諮問受理第107号	平成25年9月11日 付け大都計監第 250号	平成25年8月1日	23年5月より の建築基準法違反に関 する市民の声の回答等で、25年8月1日に 保管中の分。	都市計画局監察課	平成25年8月9日付け 大都計監第149号 部分 公開決定	【公開しないこととした部分】 個人の氏名、続柄、社会的活動状況に関する情報 【上記の部分を開示しない理由】 条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の氏名、続柄及び社会的活動状況に関する情報は、個人に関 する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができるものと認めら れるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当 しないため。	平成25年8月13日
2	平成25年度 諮問受理第120号	平成25年9月30日 付け大都計監第 281号	平成25年8月13日	3年毎の定期調査報告書(建物)を大阪 防災センターが、報告が必要な建物所有者 (管理者)に報告書の提出を求める文書を送 っている以上は、その報告が必要な建物 所有者(管理者)のイチラン表に相当する 文書を大阪市が所有しているため、そのイ チラン表に相当する文書、又はパソコン上 のデータのみの場合、そのデータを印 字した文書。 上記の中で、現実に平成24年度分報告書 を提出した建物所有者(管理者)のイチラ ン表	都市計画局監察課	平成25年8月27日付け 大都計監第219号 部分 公開決定	【公開しないこととした部分】 ・平成22年度から平成25年度の初回案内通知送付先一覧のうち郵 便番号、氏名、記号番号の一部、名称、住所、所在地、市町村、 補助用途、番号 ・平成24年度分の定期調査報告書を提出した建物所有者(管理 者)の一覧表のうち、受付日、報告日 【上記の部分を開示しない理由】 ・条例第7条第1号に該当 (説明) ・郵便番号、氏名、記号番号の一部、名称、住所、所在地、市町 村、補助用途、番号、受付日、報告日は個人に関する情報であつ て、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれが あり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないた め。 ・条例第7条第2号に該当 (説明) ・郵便番号、氏名、記号番号の一部、名称、住所、所在地、市町 村、補助用途、番号、受付日、報告日は法人の事業者の経営上の 情報であり、公にすることにより、当該法人の事業者の権利、競 争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号 ただし書にも該当しないため。 ・条例第7条第5号に該当 (説明) ・郵便番号、氏名、記号番号の一部、名称、住所、所在地、市町 村、補助用途、番号、受付日、報告日は本市の機関が行う事務に 関する情報であり、公にすることにより、定期調査報告事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年8月28日
3	平成25年度 諮問受理第138号	平成25年12月16日 付け大都計監第 453号	平成25年10月16日	平成25年9月30日付大都計監第282号審査会 諮問通知書に公文書の件名の中で「平成24 年度分の定期調査報告書を提出した建物所 有者(管理者)の一覧表」に明記されてい る建物の、平成24年度分の定期調査報告書 の全て。	都市計画局監察課	平成25年11月5日付け 大都計監第388号 公開 請求却下決定	平成25年10月28日に提出された公開請求補正依頼に対する回答内 容では、該当する公文書が大量であり、実質的に文書の特定をす ることができないため。	平成25年11月12日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 決定を行う理由	(く) 不服申立て年月日
4	平成25年度 諮問受理第157号	平成26年1月24日 付け大都計監第 519号	平成25年12月2日	日程調整して、H25年11月29日と12月2日 に閲覧した、大都計監第280号部分公開決定 通知書の公開の公文書の内、検査結果通知 書の指示事項について、Aとその他の混 ざっているに該当する文書のみを公開請求 する	都市計画局監察課	平成25年12月16日付け 大都計監第459号 非公 開決定	<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができるものと認められるものであり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	平成25年12月26日
5	平成25年度 諮問受理第158号	平成26年1月24日 付け大都計監第 521号	平成25年12月2日	日程調整して、H25年11月29日と12月2日 に閲覧した、大都計監第280号部分公開決定 通知書の公開の公文書の内、検査結果通知 書の指示事項について、Cとその他の混 ざっているに該当する文書のみを公開請求 する	都市計画局監察課	平成25年12月16日付け 大都計監第460号 非公 開決定	<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができるものと認められるものであり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	平成25年12月26日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 決定を行う理由	(く) 不服申立て年月日
6	平成25年度 諮問受理第159号	平成26年1月24日 付け大都計監第 523号	平成25年12月2日	日程調整して、H25年11月29日と12月2日 に閲覧した、大都計監第280号部分公開決定 通知書の公開の公文書の内、検査結果通知 書の指示事項について、Bとその他の混 ざっているに該当する文書のみを公開請求 する。	都市計画局監察課	平成25年12月16日付け 大都計監第461号 非公 開決定	<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができるものと認められるものであり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	平成25年12月26日
7	平成25年度 諮問受理第160号	平成26年1月24日 付け大都計監第 525号	平成25年12月2日	日程調整して、H25年11月29日と12月2日 に閲覧した、大都計監第280号部分公開決定 通知書の公開の公文書の内、検査結果通知 書の指示事項について、Cのみに該当する 文書のみを公開請求する	都市計画局監察課	平成25年12月16日付け 大都計監第462号 非公 開決定	<p>条例第7条第1号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 当該公文書に記載されている事項は、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができるものと認められるものであり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	平成25年12月26日

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 決定を行う理由	(く) 不服申立て年月日
8	平成25年度 諮問受理第161号	平成26年1月24日 付け大都計監第 527号	平成25年11月27日	平成25年9月3日に大都計監第228号の情報 提供を受けた一覧表の「センター受付番号 ()、記号番号()、建築物所在 地()、建築物名称()、所有者 管理者氏名()」の建築物について御 庁に提出した、平成24年度建物定期報告書 一式と、それに関する情報で現在保在中の 全て。	都市計画局監察課	平成25年12月11日付け 大都計監第447号 公開 請求拒否決定	<p>1 公開請求に係る公文書の存否を明らかにすることが非公開情 報を公開することとなる理由 初回案内通知送付先一覧は、前回の定期調査報告時に提出された 情報等を基に作成しており、これに記載されているからといって 定期調査報告の対象とは限らず、また、記載されていないからと いって定期調査報告の対象ではないと限らない。しかしながら、 この文書の存否を明らかにすることにより、当該建築物が定期調 査報告の対象あるいは非対象であるとの誤解をあたえるおそれが あるため。</p> <p>2 公開請求に係る公文書が仮に存在した場合に適用することと なる非公開情報の条項及び当該条項を適用する理由 条例第7条第1号に該当 (説明) 初回案内通知送付先一覧は、個人に関する情報であって、これを 公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、 かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第7条第2号に該当 (説明) 初回案内通知送付先一覧は、法人の事業者の経営上の情報であっ て、これを公にすることにより、当該法人の事業者の権利、競争 上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号た だし書にも該当しないため。</p> <p>条例第7条第5号に該当 (説明) 初回案内通知送付先一覧は、本市の機関が行う事務に関する情報 であって、これを公にすることにより、定期調査報告事務の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	平成25年12月26日

(注) (え)欄については、原則として不服申立人の記載のとおりとしている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 決定を行う理由	(く) 不服申立て年月日
1	平成25年度 諮問受理第137号	平成25年12月11日 付け大総務第 e - 187号	平成25年10月28日	別紙の建築物「消防法第17条の3の3の消 防用設備等の点検報告書」で、別紙に記さ れている建築物の平成25年10月28日保在分	消防局規制課	平成25年11月14日付け 大消規第1336号 公開 請求却下決定	公開請求に記載された公文書の件名又は内容から公開を必要とす る公文書の特定を行うことができないため、請求者に対して補正 依頼を行い、文書を特定するよう求めたところ、平成25年11月12 日に回答が提出されたが、その回答は当初の請求内容を何ら補正 したのではなく、結果として公開請求に係る公文書を特定する ことができないため。	平成25年11月18日

(注) (え)欄については、原則として不服申立人の記載のとおりとしている。